

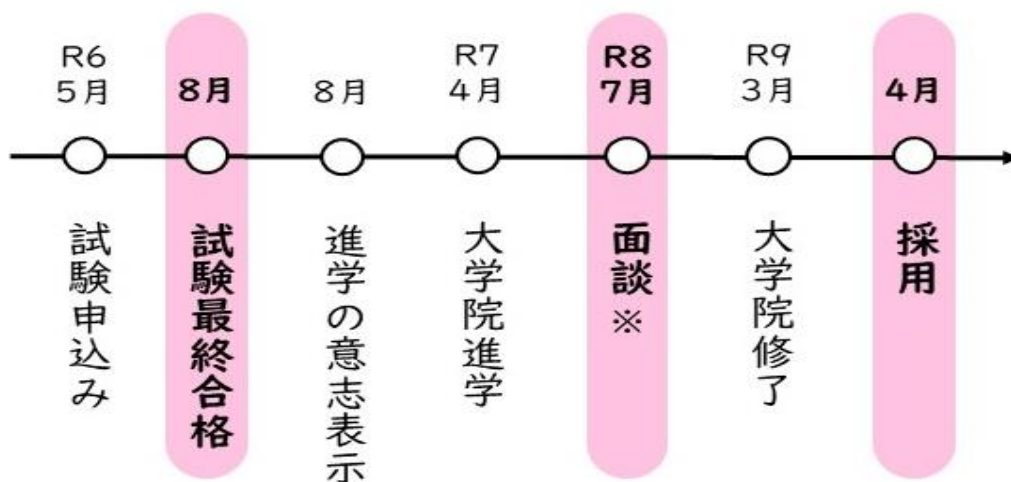
【総合土木のみ】採用候補者名簿の有効期間について

令和6年度職員採用候補者試験（大学卒程度）で募集する「総合土木」について、採用候補者名簿の有効期間が1年から3年に延長されます。

【受験者のメリット】

これまでは、試験に最終合格した場合、原則、翌年度の4月1日に採用されていましたが、採用候補者名簿の有効期間が3年に延長されることにより、例えば、「大学4年時に受験・最終合格し、大学院修士課程を修了後に採用されること」が可能になるなど、進路選択の幅が広がります。

< 例：R6.4月に大学4年である場合 >



(※) 任命権者が面談を行い、次年度(R9年度)に採用するかを判断します。

Q. 試験に最終合格すると必ず採用されるのですか？

A. 近年では、本人が辞退する場合、公務員として適性を欠く行為があった場合などを除き、全員が採用されていますが、採用が保証されるわけではありません。(この取扱いは、R6年度以前の試験と同様であり、取扱いが変更になったわけではありません。)

その他、受験資格や試験種目などの詳細は、試験案内をご確認ください。

<お問い合わせ>
石川県人事委員会事務局
Tel:076-225-1871